

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長殿

**【提出日】** 平成30年7月9日

**【発行者名】** リクソー投信株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 ローラン・ルノー

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル

**【事務連絡者氏名】** 伊藤 妙子

**【電話番号】** 03-6777-6900

**【届出の対象とした募集（売出）近未来世界ファンド  
内国投資信託受益証券に係るファ  
ンドの名称】**

**【届出の対象とした募集（売出）2,000億円を上限とします。  
内国投資信託受益証券の金額】**

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

「近未来世界ファンド」につきましては、繰上償還（信託の終了）にかかる手続きを開始することが決定されました。当該繰上償還（信託の終了）の手続き開始にあたり、平成30年3月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書によりこれを訂正するものであります。

**2【訂正の内容】**

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

訂正前 および 訂正後 に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

**第一部【証券情報】****(7) 申込期間**

訂正前

平成30年3月10日から平成31年3月10日までとします。

なお、申込期間は、申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

訂正後

平成30年3月10日から平成31年3月10日<sup>(注)</sup>までとします。

なお、申込期間は、申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

(注) 繰上償還（信託の終了）が決定した場合には、申込期間は平成30年8月1日までとなります。繰上償還（信託の終了）については、(12)その他をご参照ください。

**(12) その他**

訂正前

日本以外の地域における発行はありません。

取得申込金額には利息はつきません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、一部解約金および償還金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

訂正後

日本以外の地域における発行はありません。

取得申込金額には利息はつきません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、一部解約金および償還金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

< 繰上償還（信託の終了）の予定について >

当ファンドは、投資信託契約を解約し、繰上償還（信託の終了）するための手続きを開始いたします。

**1. 繰上償還（信託の終了）を行う理由について**

当ファンドは平成29年4月18日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、平成30年5月末現在での純資産総額は約1億9,000万円と、投資信託約款に定められた投資信託契約の解約の事由である、投資信託契約締結日から1年を超えた日以降において純資産総額が10億円を下回る状況にあり

ます。弊社といたしましては、当ファンドの投資信託約款の規定に基づき、信託を終了（繰上償還）するための書面決議の手続きを行うことといたしました。

## 2. 繰上償還（信託の終了）に係る書面決議の日程について

書面決議の対象受益者の確定日	平成30年7月10日
書面による議決権の行使期限	平成30年7月30日まで
書面による決議の日	平成30年7月31日
繰上償還（信託の終了）予定日	平成30年8月30日

## 3. 書面による決議（書面決議）について

- ・書面による決議の行使については、平成30年7月10日現在の受益者の皆さまを対象としております。平成30年7月11日以降に取得された受益権口数は書面決議の手続きの対象とはなりませんのでご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者（平成30年7月10日現在の受益者の皆さま）の議決権口数（平成30年7月10日現在の受益者の皆さまの口数合計）の3分の2以上の賛成をもって可決されます。上記の議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、当ファンドの信託の終了（繰上償還）の手続きは行いません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

##### (2) ファンドの沿革

訂正前

平成29年4月18日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

訂正後

平成29年4月18日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成30年8月30日 ファンドの信託終了（予定）

### 第2【管理及び運営】

#### 3 資産管理等の概要

##### (3) 信託期間

訂正前

ファンドの信託期間は、平成29年4月18日（信託設定日）より平成39年12月10日までとします。ただし、「（5）その他 信託の終了」に該当する場合には、当該信託の終了の日までとなります。

訂正後

ファンドの信託期間は、平成29年4月18日（信託設定日）より平成39年12月10日<sup>（注）</sup>までとします。ただし、「（5）その他 信託の終了」に該当する場合には、当該信託の終了の日までとなります。

（注）繰上償還（信託の終了）が決定した場合には、信託期間は平成30年8月30日までとなります。